

クリニカルサイコロジスト

THE CLINICAL PSYCHOLOGIST

平成 28 年 1 月 17 日発行

VOL.183



日本臨床心理学会 〒166-8532 東京都杉並区和田 3-30-22 大学生協学会支援センター内
TEL 03-5307-1175 (月～金 10 時～17 時) FAX 03-5307-1196 郵便振替 00190-8-59797
公式 HP <http://nichirinshin-o.sakura.ne.jp/wordpress/>



臨時総会開催の御案内

日本臨床心理学会会員の皆さま

謹んで寒中のお見舞い申し上げます。寒さ厳しき折、会員の皆様は如何お過ごしでしょうか。

こうしたご挨拶を申し上げます中、日本臨床心理学会が危機を迎えているのは、臨時の広報機関となっている『臨心たて替え直し』を通じご案内してきたとおりです。

急ぎこの間の**混乱を整理・総括し、体制を建て直す**必要があります。例年のように、年度途中の総会では間に合いません。このたび会員の皆さまから学会再編へのご意見を直接に伺いたく、臨時総会を招集します。

本年度中に新たな枠組みを決め、四月からの新年度に備える必要があるからです。

例えば先日、学会の事務を委託している(株)大学生協事業センター(学会支援センター)より、来たる三月で契約を打ち切るとの通知が届きました。紛争を抱え、運営の責任者を名乗るグループが二つもあっては厄介でしょう。営利企業なら、面倒なことに係わらないのは当然の判断です。しかし私たち学会員には、難題となります。この五年ほど、当学会は生協の学会支援センターを所在地としてきました。新たに住所を定めねばなりません。公的な活動には所在地の明示が不可欠だからです。

他にも急ぐべき課題があります。本学会の年会費八千円は、高すぎないでしょうか。「当事者」と共に歩むためにも、値下げが必要です。運営委員の数が多過ぎ、また守旧派たちの対面会議へのこだわりのため、交通費などに多額の出費をしてきたゆえの高額です。

これからは引き締まった、透明度の高い運営体制を築く必要があります。運営委員体制の再編を急がねばならず、学会名称の変更も視野に入れます。加えて、何と不当に「真の 22 期」を名乗る守旧派たちが、私たち第 22 期役員を相手に損害賠償の訴訟を起こしてきたのです。言いがかり、嫌がらせでしかありませんが、対処の必要はあります。

会則に定めのある事柄については、総会決議が必要です。学会誌の電子化で公共性を高め、併せて費用を節約する道も考えねばなりません。来年度の大会の日時とテーマ、シンポジウムなども検討したいと思います。

以下の要領で臨時会員総会を開催致します。会員の皆さま一人一人が自覚をもって、学会の運営に積極的に関わってくださることを期待しております。

平成 28 年 1 月 17 日
日本臨床心理学会運営委員長
實川 幹朗

日取：平成 28 年 2 月 7 日（日曜日）

時刻：午後 1 時 30 分より（1 時から受付）

場所：東淀川協会（日本基督教団施設）

議案：学会体制の再編について（所在地の変更・会費の改定・運営委員定数の制定・その他）

○日本基督教団 東淀川教会

大阪市東淀川区西淡路 2-10-9

※JR 東淀川駅（新大阪駅より東海道線で京都方面へ一ツ目）の東出口を出ますと、正面道路右側にコンビニがあります。その前を直進し信号機のところで道路を渡り右折=角に「丸のこぎり屋」あり。道路の左側を直進し、酒屋さんを越えたところの電柱に「東淀川教会」の看板。そこを左折してすぐ、右側に教会の十字架が見えます。徒歩7分程。

※東海道新幹線新大阪駅の東出口からも同程度の距離です。

3階在来線コンコース→東出口（2つあるうちの北側）で地上に降ります。在来線の線路沿いに北へ50m進み、大きな道路を右（東）へ。西淡路2の信号で左折（北へ）。東横インホテルの前を過ぎ、10mで右手に教会の看板あり。



会員みなさまへ【声明】

平成27年11月23日の「臨時総会」と称する会員集会を期に

平成27年12月2日

日本臨床心理学会第22期運営委員と監事一同

いま、私たちの学会は危機に立っています。崩壊の瀬戸際とさえ言える、差し迫った危機です。「第21期運営委員」を名乗った人々が、本学会の歴史に大きな汚点を残しつつあります。学会が大切にしてきた共生・共存の理念は、跡形もなく踏みにじられました。

去る11月23日、東京都中央区八重洲の「ハロー貸会議室」において、日本臨床心理学会の会員を参加者に含む集会がありました。谷奥克己会員ら「第21期運営委員」を名乗る人々は、これを「日本臨床心理学会臨時会員総会」と称しています。しかしこの集会でなされた意見や感想の陳述とその後の多数決等において、そのいずれについても学会の意思決定としての効力は認められません。もし「第21期運営委員」を名乗るこれらの人々が、この集会を「会員総会」と強弁しつつ学会運営を謀るなら、これは会員および第三者を事実誤認へと導く行為であり、結果として**学会財産の横領**の責に問われることが否めません。

私たち第22期日本臨床心理学会役員は、このように本学会の名誉を大きく損なう、谷奥克己氏をはじめとする「第21期」役員**の暴挙を看過することができません。**

○ まず、私たちの立場を簡潔にまとめます。

一、平成27年9月4日に始まり、同月26日に終了した**会員総会**の手続きは、厳密に会則を遵守しており、本総会で選任された**私たちが第22期役員**です。

一、「第21期運営委員」を名乗る人々の開いた「臨時会員総会」は、会員や未成年者を含む家族知人を動員した催しであり、会則17条に則る最終決定機関の条件を満たしては**いません**。すなわちこの集会で決議されたと称する事項はことごとく無効です。

一、私たちは、意見や立場の異なる人びとの言葉にも耳を傾け、無視や排除をせず、会則と良識と民主的な手続きに基づく、対話による解決に努力してきました。しかしながら、「第21期運営委員」を名乗る人々は、司法機関を通じた和解あっせん等の**私たちからの対話の提案をことごとく拒み**、私たちの学会存続を第一義とする歩み寄りの努力と誠意に対する一顧の配慮も無く、私たちの声を封殺し、**私たちが最後に拠り所とした相互の人間性尊重への期待と信頼を踏みにじりました。**

一、「第21期運営委員」を名乗る人々には、次の各項目の実現を求めます。まんいち、これらの要求が無視されるならば、**私たちは本学会とその活動の健全な将来を保全する目的で、法的手続きを含む必要な手だてを取る**こととなります。

イ 学会組織の健全な運営を損ない妨げる暴力的行為を自覚し、これを反省し、良識ある一会員として正常な行動がなしうる状況に復帰するよう努めること。

ロ 全会員が預託する共通財産である学会資金および会員名簿や学会ホームページなどを不適正に占有する行為を即時取りやめ、民主的手続きに則り選任された会務執行代務者である**私たちに返還**すること。

ハ 「永久除名」条項の会則付加と、これを実際に提案するという、共生の理念を第一義としてきた本学会の最重要理念をないがしろにした**恥ずべき言動を撤回し、深く反省**すること。

○ 次に、以上の点を敷衍し、説明を加えます。

第 21 期役員(運営委員と監事)については、そもそも選出過程に疑義がありました。これについては第 20 期の運営委員長(会長)、事務局長(運営副委員長兼任)、編集委員長を含む「落選」した候補者が異議を申し立ててきました。しかし、旧役員たちは、昨年 11 月 15 日の夜間に催した出席者 13 名のお手盛り総会で自分たちが認証され、選挙の疑義は晴れたと強弁します。仮にこの彼らの解釈に譲歩するにしても、平成 27 年 9 月 4 日の定期総会開会前の平成 27 年 8 月 10 日には、彼らは既に会則に定められた 2 年間の任期を満了しております。定期総会議長が閉会を宣言していない時点で、彼らに都合の良い便法を根拠に、一般社会の組織が則る法秩序をないがしろにして「総会」を招集することは、社会通念上、暴挙と言うにふさわしい行為です。

平成 27 年度の定期総会は、9 月 4 日に選出された議長団がその責務に基づき、去る 9 月 26 日に議事の全てを終了しました。言うまでもなく会則に定められた手続きを踏まえた第 22 期役員の選出もこの継続総会の場にて完了しています。ここに選ばれた第 22 期役員(運営委員と監事)の私たちは、私たちが引き継ぐべき会務運営の実態調査と、異なる立場の人びととの話し合いを目指し、平成 27 年 11 月 23 日の集会に赴きました。その集会の開始直後、谷奥克己会員が「総会議長の選出」と称する行為を始めようとしてきました。このため私たち第 22 期役員は、急遽自らの発言の許可を求めました。これは、「総会」の成立要件や有権者の確認など、「議長選出」なる手続きに先立ち必ず明確にすべき諸点を含む指摘となるはずでした。

私たちは、学会の財産を不公正に占有し、かつ私たちに対して誹謗や攻撃的な言動を向けてくる人たちに懸命に対峙し、本学会の社会正義に恥じない状態への復帰といまここにある試練を克服し前進するために、心を割っての話し合いを衷心より求めておりました。もしこのとき、真摯で誠実な対話と審議が成り立つ基盤となるような本学会の本旨を尊重する姿勢で、「第 21 期運営委員」を称する人びとが私たちに向き合ってくれていたならば、その人々が求める「臨時総会」としての進行も、全くの不可能とはならなかった余地がこの時点ではまだあったのです。

ところが谷奥克己会員らは、私たちの発言を一切黙殺し、私たちの抗議を一顧だにせず無きものとして圧殺し、「議長」選出を強行しました。この手続きで「議長」と「副議長」となった手林・大崎両会員も、谷奥克己会員の私たちの発言の圧殺の暴状を引継いで、強引に議事を進め始めました。このため私たち第 22 期役員は、所期の目的の達成を困難と判断し退去しました。これに賛同した数名の会員も会場を離れました。

この日の出来事は、会員の一部が任意に集ったことでありそれ以上でもそれ以下でもありません。憲法は集会の自由を保証しています。しかし、動員する側がその都度、動員した人々を欺くような動員者側に都合のよい意味づけを事後的に与えてよいものでしょうか。果たして、「会員でなくても来てくれ」と言われて会場に足を運びまた委任状を託した会員の全てが、会員の「永久除名」を図った欠席裁判にて自らが除名賛同者の一人となることを予め承知し納得しておられたのでしょうか。

この集会が「総会」の要件を充たさないことを、私たち第 22 期運営委員は、前もって警告を行っていました。ここに至る事情や背景をご存じでない一般会員の混乱を未然に防ぐため、開催の中止も彼らに求めました。ところが「第 21 期運営委員」を称する人々は、結果的に会員を欺き、「臨時総会」として勧誘し、さらには非会員にも動員をかけ、70 人程度を集めた模様です。

しかしいやしくも「総会」と称するのであれば、会場でなされるべき最重要な手続きに重大な問題があったことを指摘せざるを得ません。つまり、「第 21 期」の役員はこの集会の開始に先立ち、学会事務の委託業者である学会支援センターが厳重に管理している筈の「会員名簿」で資格確認を行った形跡は無く、委任状の有効性の確認も無かったようです。集会の会場に向いた 60 名余りの人々に署名させたうえ、議決権を認証したとする名札と投票用紙を配布するという、形式のみを繕った、内実としての公正が期待できない粗雑な手続きでした。9 月 4 日の定期総会では、当初より審議の時間が乏しいにもかかわらず、「第 21 期」役員たちは、「会員資格と委任状の確認」を、学会支援センターが公正な手続きで(すなわち、総会開始までの便宜上の事務をこれらの旧役員が肩代わりするために)供与した会員名簿と照らし合わせると主張し、一時間ほどをかけた冗漫に行ないました。このため議事はその冒頭から大幅に立ち遅れ、総会遷延のそもそもの一因となったのです。また本総会出席者の多数が信任した議長は、旧 21 期役員たちの発する、その場での議論に建設的に資するための内容が乏し

い意見や所感陳述の数々に対し、たとえ議事の妨げとなることが明らかであっても、ひとつひとつ尊重して発言の機会を与えました。

しかし、この11月23日の集会での「議長」と「副議長」は、議事の成り立ちに関わる根幹的な異議申し立てを、暴力的な議事進行で封殺し、動員した多数からの賛意の不規則発言と拍手等を頼んで、強引にお手盛りの議決結果への誘導を謀りました。そして、この集会の本来の目的である2会員永久除名という、学会が長く提唱してきた共生理念を裏切る議案を含む「議事」を、永久除名される者に弁明の機会を与えることなく一方的に進めました。このような違法な手続き（法が定める弁明権の蹂躪）で、会員の死刑宣告である、学会史上初の永久除名審議が強行され、本学会のまさに恥辱となる欠席裁判の手続きで暴力的に可決されたのです。

＜公正な手続き、異論の表明を許す民主主義、弱者への配慮＞といった「きれいな」事柄は、旧21期の人々にとっては一貫した行動原理でなく、自分たちの都合のよいときに持ち出すスローガンでしかないのです。

－ このことが生々しく垣間見られた集会でもありました。

会員の皆さまにおかれては、旧来から本学会運営を恣意的に牛耳ってきた地位と権力を手放したくないがために、なりふり構わず不適正・不公正に堕してしまっただけで、彼ら「第21期役員」を名乗ってきた人々の隠蔽方略や情報操作には惑わされることなく、公正で冷静な思慮と良心に基づかれて、日々の各位の活動を進めていただけますように、こころより願うところです。

平成27年9月26日に閉会した平成27年度の本学会定期会員総会において、会則に基づき公正な手続きを経て選出された役員は、次の通りです。

・運営委員

實川 幹朗：運営委員長(編集委員長兼任)

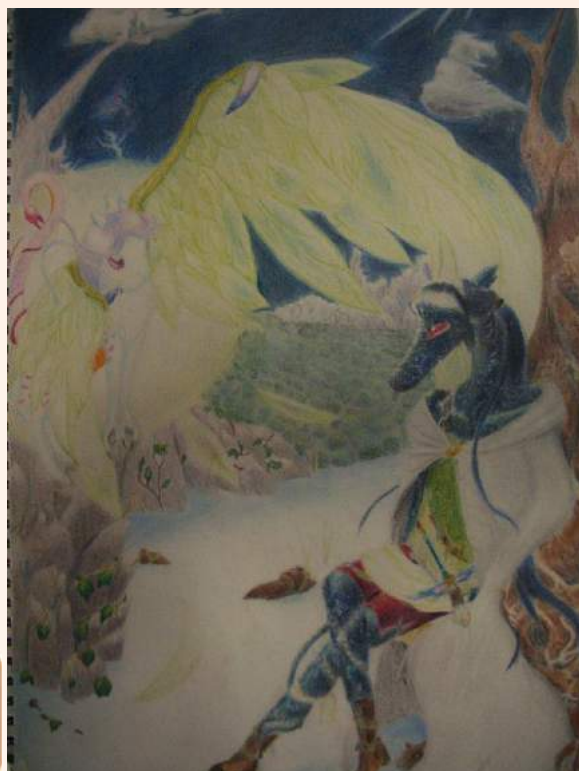
金田 恆孝：運営副委員長(研修委員長兼任)

中川 聡：事務局長(運営委員長代行兼任・会計担当)

・監事：

戸田 游晏

梅屋 隆



平成 27 年 11 月 23 日に開催された「集会」において、本学会会員の荒木氏が提出した要望書を公開致します。「22 期運営委員会」を名乗る人々は対応を拒絶しました。

児童相談所保護事業との折衝事業への支援と改善要求に関する要望書

上記につきまして、早急な対応をして頂きたい、下記の通りお願い申し上げます。

私は社会正義を大切に、弱い立場の人々の側にたった活動をなさっている本学会の理念に関心と期待を持って入会した有志です。

心理職国家資格が成立した今、法制度の運用にあたり、精神保健福祉の支援を受けた一当事者として、私個人の受けた人権侵害の被害状況から、私自身の声を広く伝え、精神医療ユーザーへの差別的待遇も含め、当事者の側にたった支援職の本来の役割を思い出して頂ける提案をさせて頂きたい、児童相談所保護行政との折衝事業の支援を、本学会代表者氏名を明記した、荒木夫妻と子どもへの支援をするという声明を含む、児童保護行政への改善要求書等の提出、本学会の支援を要請させて頂いたら、心強く思います。

一精神保健ユーザーとして障害者差別根絶と臨床心理士の職業意識改革へ行政内での指導内容の見直しも含み、当事者主体に沿った支援をして頂けるよう、母の思いを聞き入れて頂きたい、強くお願い申し上げます。

記

1. 要望の趣旨

私は親からの虐待、元夫からの DV が起因し、警察、福祉事業所斡旋のもと、公的な婦人保護事業に母子で避難したことから、携帯電話と所持金の没収、施錠による軟禁（拘束）と精神病院より劣悪な刑罰的待遇から拘禁反応を起こし、DV シェルターの嘱託医から、PTSD と統合失調症との誤診断を受け、医療過誤と社会的入院により、当事者の意思やインフォームドコンセントを無視した強制医療の結果、精神患者は養育能力がないとの精神医療ユーザーに対する障害者差別として虐待（育児放棄）と捉えられ、我が子と 6 年にも及ぶ面会謝絶と親子引き離し被害を受けています。

我が子も「心のケア」の名目で、日本精神神経学会をはじめ、厚生労働省の嘱託事業である児童保護分野での専門家ケアであるにも関わらず、臨床心理士の人員不足か、愛情遮断症候群に対して、向精神薬の投与のみしか行われず、低身長、発育遅滞を起こしており、適切な専門家のケア、早急な親元への返還（再統合）が必要にも関わらず、子供の福祉を考えて下さっている専門家の方とまともに話し合いができない現状です。

国立成育精神センター奥山眞紀子先生をはじめ、多くの専門家が子どもの心の心療に関わっていますが、社会的養護で育つ子どもには精神遅滞となる子どもたちが多く、立教大学の研究も含め、親子間での再統合の取り組みへの人員不足、職員への教育不足から、加害者支援、被害者支援とも当事者の権利を守る FGC（ファミリーグループカンファレンス）の視点が諸外国に比べて不足しており、精神保健ユーザーの目線にたった臨床心理学会に本案件について支援して頂きたい、要望申し入れさせて頂きました。

我が子の将来の為、社会的養護を必要とする子どもたちの為にも、投薬ではない、臨床心理のお力添えを頂きたい、官公庁等などに対して支援するという声明を含む、改善要求書等の提出等、ご支援、ご指導賜りますと、心より嬉しく思います。

2 週間以内にご回答頂きたい、回答期限までに回答がなければ、21 期運営委員会及び 22 期運営委員会に対して、直接要望を行いたいと思います。

お忙しい中、お時間を割いて頂けるとありがたく思いますし、宜しくお願い申し上げます。

以上

反 論 書

實川 幹朗

「クリニカルサイコロジスト第 182 号」と称する文書が 第 12 頁に掲載する私の除名提案へのまったく筋の通らない提案で、笑止の極みである。理由を以下に記す。

一、「される側」を作らず「する側」に立たず、すべての人の共存、共生を目指すはずの学会において、自分たちの気に入らない人物の「永久除名」を謀るとは、そもそもあり得ない蛮行である。

二、この蛮行を定めた会則第 7 条は、すでに去る 9 月 26 日の定期会員総会(継続分)において 破棄されている。よって、除名提案は成り立たない。この総会の付帯決議の趣に沿い、過去に除名規定を制定したことそのものへの反省を求めるものである。

三、仮に除名規定が生きているとしても、この除名提案文書の記す理由は、あるいは会則の曲解、あるいは事実無根の中傷である。なかには日本語として意味不明な部分もある。会員身分を永久に奪う、学会として最大級の処罰提案をかくのごとき不当かつ杜撰な方法で行なう人物たちこそ、本学会に留まるべきでない。

* 以下、念のため各項目について述べる。

1) 「定期会員総会」招集；

平成 27 年 9 月 26 日の定期会員総会は、会則第 17 条第 3 項「総会は議長団が主宰する」に基づき、まったく正当な手続きを経て行なったものである。旧 21 期を称する人びとによる中傷こそ許されない。

2) 「本学会ホームページへの無断書き込み」；

学会広報の責任者(編集委員長)として、運営委員長、事務局長の合意を得た上で書き込んだものであり、正当な行為である。(文書には意味不明の部分があるので、推測にて記述。)

3) 「デコホームページにおいて、当学会の運営に対し誹謗中傷」；

第 21 期運営委員として活動していた人物の不当行為に対し、事実と筋道に基づいて批判したものであり、正当かつ公益に資する行為である。

4) 「デコメールを主宰して」；

デコメールを主宰したのは、私ではない。根拠の無い私への誹謗中傷である。

5) 「第 21 期運営委員 2 名の職場に執拗に電話や職場に突然訪問し」；

藤本運営委員(当時)の職場を訪問したのは、藤本委員が果たすべき職務を放棄し、かつくり返しての要望、問い合わせを無視し返答しなかったため、酒木運営委員長(当時)の命を受けて行なった正当な行為である。その他の事項については、何を指すのか意味が不明である。

6) 「2013年6月1日開催の第155回精神保健従事者団体懇談会定例会に」;

精神保健従事者団体懇談会は担当者(藤本・鈴木両会員)がずっと固定され、しかも活動報告や懇談会での活動方針の審議が、全くと言えるほど行なわれていなかった。このため、運営委員のうちから入れ替わりで他の者が出席する合意であった。ところが、当該定例会の内容についての藤本会員の説明が虚偽であったとの疑いが濃厚となったため、酒木運営委員長(当時)の命を受け委員長とともに調査に赴いた、全く正当な行為であった。(藤本会員の説明は、事実、虚偽であった。)

7) 「交通費の重複支給分・・・の返却を拒み、神戸地方法務局に供託を申し出て」;

第21期運営委員会はそもそも不正な選挙で成立しており、正当性が無い。(会員除名規定を新設し、実際に除名を提案する行為は品性を疑わせるが、始まりの時点ですでに躓いていた。)不正の内容は、審議時間を残しつつの討論打ち切り(会則「総会において運営委員の任務を遂行する意思を相互理解するため討論をつくしたのちに」違反)と、有権者数の未確認による有権者母数の誤りである。第20期運営委員会の中軸を含む立候補者ら五名から、選挙を不当としてやり直しを求める申し立てが出ている。よって、学会財産の保全のため供託を試みたのは、公益に資する正当な行為である。

以上

21期を称する運営委員会が不当に招集した日本臨床心理学会「臨時総会」 第4号議案「会員永久除名」理由に対する反論

平成27年11月23日

戸田游晏

1) 個人情報無断使用との申し立てについての反論

20期事務局長である戸田からの引継要請に21期が応じず、重要事案が次期に引き継がれない以上は、戸田は依然として20期の事務局長の職務を継続している。

戸田は、引継を拒絶する21期の、実質的かつ実効的な執行権を認めない。

したがって、20期運営委員の任期満了の平成25年10月31日以降も致し方なく、20期の職務のうち、21期を称する者たちに不当に占有された案件を除く重要会務事案を遂行した。この補完業務に対し、21期を称する者たちに、むしろ謝意を示すことを求めたい。なぜならば、無償あるいは私費を費やし、21期を称する者たちが責務を果たすことを怠った、事務局の負うべき重要責務である、一般会員への公正かつ明確な事実に基づく会務広報を戸田は肩代わりして遂行したからである。

その手段として、①の会員へのメールマガジンの発刊を行った。これは、学会会務執行状況を風通しよく会員各位に通知する手段として、有効であったと考える。これらの会員メールアドレスは、戸田が会員に登録を募った際の目的として明示した会員通知以外の用途には、一切使用していない。よって、②のようにこの公正な事実の発信をより多くの会員に受け取って頂くべく更に勧誘を行うのは、当然の責務である。これにより、これまで秘匿・制限されてきた運営執行部内の会務情報を公開へと扉を開き、本学会の抱える問題性の明確化と、現在の活発な議論への広がりや齎すことに寄与し得た。なお当時、メールマガジン各号には、配信停止操作が明記されており、会員各位が配信停止を行わない限りは、メールマガジンの受信を承認して頂いていると見做すのが社会通念における認識であろう。

なお③については、本年9月26日に発足した現22期の正当性そのものを毀損し誹謗するものであり、従って、本事案とは異なる枠組みに於いての討論を要する。

2) 「第 20 期事務局長を名乗り」云々の言辞についての反論

「名乗り」「あたかも～かのように振る舞った」等とあるが、第 20 期事務局長であるものが、その呼称を名乗るのは必然である。「20 期」と特記することにより、「21 期を名乗る団体」との明確な弁別化を図ったものである。この戸田の事実と呼称との対応の正確さに努める目的を、議案策定者は対極にまで歪曲し、造説を呈している。戸田の名誉を毀損する中傷の言辞に他ならない。1) に述べた通り、21 期を称する者たちは、20 期事務局長からの引継要請を非論理的かつ時系列的に不実であることが明らかな事由を提示して拒絶してきた。従って、20 期事務局長は、21 期を称する会務執行と自称し不当に 21 期の執行権を篡奪した者たちの行為の不備・不正を、本学会運営の正常化を目的として補完し、むしろより多くの場合にはこれを正すために職務を遂行した。その一環として②・③を行った。また①に関しては、21 期が著作権侵害を、⑤の度重ねての抗議にも関わらず、無視・黙殺・放置したために、違法な著作物が本学会の機関誌として公開されることを阻止し、本学会の社会的信用を保全する目的で断行した、本学会の名誉を護持する正当な措置である。

④は、事実誤認あるいは、本議案策定者による意図的な不実記載である。すなわち、戸田は、「わたくしは会費を支払わない」との自らの方針の宣言を行ったのであり、これを非難の対象と見做すことは、思想および良心の自由、なおかつ言論の自由の侵害である。

⑤には、「当事者」を会員に迎える本学会理念の存立を脅かす妄言が、議案策定者に依って、除名理由として明記されている。送信メール数を記すことで、戸田の「常軌を逸する振舞い」を印象づけ、「異常性」を以て「永久除名」に価するとの判断への操作が目論まれている。一方、メール送信をせざるを得ない状況が齎されるまでの経緯と文書中に記された趣旨は、意図的に黙殺されている。メール本数自体を問題とするならば、通常のメール会議での発信本数を宛先数に掛け合わせたならば、当該期間内のこの程度の本数は想定される範疇である。戸田は、20 期事務局長からの重要引継ぎ事案の通達と助言・教示等にこれらを用いており、メール会議動議に準じる手続きと認識している。そのため、回答が頂けた宛先には、以後の通知は行っていない。および、「本学会と関係ない」機関等とあるが、これは「21 期」運営委員会体制に名を連ねる人物一名の連絡先としてその人物自身が申請したものである。当該機関の「メール業務を停滞」させたとのことであるが、これについての物的或は状況証拠・証言が提示されていない限り、当方としては当該事由が果たして事実を正しく反映するものであるかを疑わざるを得ない。

3) 2014 年 3 月 22 日の当該号の会費不払いの呼びかけに関する反論

当該号において「不払いの呼びかけ」は行っていない。戸田がこれを非行行為として悪意を以て行ったとの趣旨の申し立ては、明らかな事実の歪曲に基づくものであり、本議案策定者が第三者の人心操作を目論む、極めて悪意ある誹謗であろう。

また、この行為そのものは、「本学会への業務妨害行為」ではない。むしろ本学会に公正な運営を取り戻すための手段として、「不正な役員たち」を痛烈に批判しているのであり、「本学会」に対しての「業務妨害行為」ではなく、本学会の「業務正常化の為の荒療治としての示唆であり手段」である。

以上、戸田游晏の「永久除名」議案は、極めて不当であり、旧来から本学会の執行利権を貪り、これになお固執する一部の者たちの異分子排斥願望に基づいた、卑劣かつ稚拙な申し立てである。このような文言を議案として提示することそのものが、本学会の名誉を著しく損なうものである。これに厳重に抗議するとともに、この議案を策定した「21 期運営委員会」を称する者たちの、本学会会務執行からのすみやかな退去を勧告する。

以上

平成 27 年 11 月 23 日に東京にて旧 21 期役員が招集した 「臨時総会」と称する集会開催に関わる横領・背任行為と本集会議決の無効について

平成 27 年 11 月 24 日
日本臨床心理学会会員 戸田游晏

11 月 23 日に旧 21 期の役員は、「臨時総会」と称する集会を強行しました。
この集会が「総会」としての要件を充たさないことを既に 22 期運営委員会から告示し、開催停止を指示しておりました。

しかし、旧 21 期役員は、22 期運営委員会の警告にも関わらず、会場近郊の会員だけでなく、乳幼児や未成年者を含む家族や縁者と見受けられる非会員に動員をかけ、会場が「盛況」とであると演出した画像を採録しておりました。

なにより「総会」と認め難い重大な瑕疵は、受付での会員の議決権確認の際に、大学生協学会支援センターが管理保管する最新の会員名簿を用いることなく、60 名余りの「会員」の議決権を認証したネームカードを配布したことです。

21 期はこのような不正な手段を用いて、11 月 23 日の集会を「臨時総会」として捏造し、これを既成事実へとすり替える、いわば劇場的演出を目論んだことが見て取れます。

この集会は、本来「会員総会」の開催権の無い者がこの権利を詐称して不当に招集した集会であるばかりか、その議事運営のありさまは、強権により異なる意見を制圧し封殺する、民主主義を踏みにじるものでした。

この集会における審議過程には一定の価値が認められるものの、本集会で行われた「臨時総会議案」に関する全ての「議決・票決」結果は、招集権の無い者が不正に招集を行ったという最初の前提から、無効であることを、ここに改めて会員の皆様に告知致します。

谷奥会員からの開会趣旨説明の後、議長団の選出時の際に、会場から挙手し、「本会が、総会として成立する要件を充たすのか」との趣旨の疑義を、22 期中川運営委員長代行他 2 名が申し立てました。しかし、壇上の谷奥克己会員はこれを黙殺しマイクを占有し続け、手林佳正会員を議長に指名し手林会員が議事を開始しました。これに対し、22 期梅屋監事から「異なる意見を封殺するのか」との抗議がありましたが、これにも耳を貸さず、おそらく旧 21 期に都合の悪い発言を録音記録に残さない目的で、手林議長らはマイクを占有し続け、議事を強行しました。

この暴力的な言論封殺に抗議し、中川 22 期運営委員長代行、金田恆孝 22 期運営副委員長を含む 7 名の会員が議場を退出しました。続いて、第 4 号議案への反論の陳述を求めた貫川 22 期運営委員長と戸田監事が反論要旨を会場参加者に手渡しで配布後に退出しました。また会員 1 名が議事強行の様子を採録していたところ、藤本豊会員から強制的に退出を求められ、また谷奥克己会員が藤本会員に「退席を命じてもらわないとしょうがない」と提案したとのことです。

他 2 名の会員が、集会開始前から本学会への要望書の受理を求めていましたが、旧 21 期役員はこれを取り上げませんでした。同会員の熱心な交渉の末、大崎副議長が理解を示し、第 5 号議案審議後に発言の機会を与えられました。しかし第 4 号議案審議が、「永久除名」ありきを前提とした「検討を尽くした」との

旧21期のアリバイ造りの方向性が見て取れたことに疑問を覚え、敢えて議場より退出されました。また、この第4号議案票決前には、計6名の、本議案票決に反対する会員及び、他の非会員と思われる3名余りの退出がありました（この報告の記録者も同時に場外待機場所より撤収したため、その後の参加者の移動は確認していません）。

いずれ、旧21期役員は、当日にかれらが会場で配布した『53号別冊』に見られるように、かれらにとって都合良く事実の詳細を隠蔽し、結果的に歪曲を施した「臨時総会報告」と「22期運営委員会体制」を発表すると思われます。

これらの冊子の編集（新規に録音起こし業者への委託も含む）、印刷および発送には、現在彼らが不法に握って離さない学会の金庫（ゆうちょ銀行口座）から、多額な支出がなされています。

この「臨時総会」に費やした学会支出もまた、多大なものとなります。室料のみでも、当貸会議室「ハロ一会議室」広告から推定すると、55,200円（定員100名、時間あたり13,800円）に上ります。

これは、本年9月26日の継続総会の無償、また2年前の役員改選時に使用した芦屋市民センター会議室（定員60名、時間あたり1,033円）と比べても、時間単価で13倍に余る支出が行われたと推定されます。また同日、「貸会場プラザ八重洲北口」13名室が17時半より使用されました。こちらの室料は2時間で8,220円（Web割引として）と推定されます。

これらがまんいち、旧21期役員の私費から支出されていないとすれば、業務上横領に該当します。

すなわち、旧21期役員が、自らの正当性を捏造するという私的な目的のために、公的な学会財産を違法に支出した、会員への重大な背信行為が疑われるのです。

わたくしは、会員の権利を健全に保障するために、また本学会資産保全のためにも、このような公序良俗を踏みにじる言論制圧をはじめ、非民主的な醜い行為に強く抗議し、今後、厳正に対処する所存です。

しかしまた、わたくしは、会員の皆様お一人お一人が、自ら勇気を持って、不正を不正とも考えない独善的な指導層の姿勢に対して、声を上げて頂きたいと切に願っております。

付記：11月23日の東京集会での、「永久除名」を決議された者として

日本臨床心理学会は、社会的立場の異なりを超え、多様な考えを抱く人々を寛容に迎え入れ、それら全ての会員が互いに等しい立場で、学び合い論じ合い、相互理解に努め、助け合い、相互の福利を図ろうとする。これらのことを、この学会はもっとも大切にしてきたとわたくしは考えています。

しかしこの理念や理想はいまや、当事者を盾に自らの利権を追及する、すなわち公認心理師（する側）の中核団体としての復興に目のくらんだ人たちによって、あとかたもなくむざんに踏みにじられようとしています。

21期運営委員を称した人々とその賛同者が、この平成27年11月23日の東京での集まりで露呈したのは、一部の会員が執行権（学会金庫と広報権）を独占し、一般会員を情報操作と情動操作で、ほしいままに＜支配する＞という、数十年来多選の古参役員の多くが運営委員会内でふるまってきたものと同じありかたでした。

これは、医師を頂点に、コメディカルが絶対権力者である医師の手先となって、ヒエラルキーの三角形の底辺の患者やその家族を<支配する>ありようです、つまり、頂点の支配者に従わせるために、宥め、すかし、脅し、誤摩化し、懐柔して支配する「医療モデル」そのものだったのです。「医療モデル」に代表される、<専門家による階層的支配>の赤裸裸な姿が、11.23集会に再現されていたのです。

国家を後ろ盾とする権力者の「指示」におもねって、情報受容力と言葉を奪われた多くの搾取される人々の文字通り命さえも支配する、つまり権力の手先となるように「公認心理師」を将来的に位置づけていこう、かつ、その中核組織としてこの学会を再興しようとする人々がいます。かれら本学会執行権を長年に渡って独占し続けてきた人々が、この実態を会員と社会に告発しようとしたわたくしに「永久除名者」の烙印を押し、わたくしの発言力を恒久的に剥奪することを、かれらが強引に招集した会員集会で議決しました。反論と弁明の機会を集会招集時から一切設けず、問答無用で排除し、口を封じ、社会的地位からおとしめ、学術的立場からの発言者としての信用を損ない、すなわち過去現在から将来に渡りわたくしの発言を抹殺し、わたくしの人権をないがしろにし、再起不能とする。これが、会則に違反して11月23日のお手盛り集会で発足したと称する「真の第22期運営委員会」の構成員の考え方であり行動のあり方です。

旧21期役員とかれらに煽動された人々によって、同じく「永久除名」を決議された實川幹朗氏は、30年来、国家が人の内面を支配する危険性をはらむ心理専門職の国家資格化に異議を唱え、反精神医学に近い姿勢を貫いてこられた人物です。

「永久除名」の理由は表向きには、それぞれに事実をゆがめ、物事の背景やそれまでの経緯を無視した、こじつけにも等しい項目が列挙されています。しかし、實川さんとわたくしが、「永久除名」されねばならなかった真実の理由は、旧21期が、「公認心理師」という国家のしもべとして、つまり国家公認の絶対権力者の手先として、自分たちの生活の利権を、底辺の当事者を踏みつけた犠牲の上に築き上げようとしていることを告発したからです。

このようなヒエラルキー構造を解体し、する側・される側という垣根をとりはらった、つまり全ての会員が当事者であり、その当事者が主体となる組織として、この学会の再生をめざし提唱してきた者が、著作権侵害を伴う言論封殺を受け、対話を拒絶され、恒久的排除を宣言されるに至った。これは、薬漬け精神医療の手下と成り下がり、専門職利権にしがみついた人々の頑迷な利己意志によるものです。

独裁権を握り続けて来たこれらの人々にとってなにより許しがたかったのは、旧来の運営委員会が行ってきた、会員への情報操作に基づく独善的支配と学会資産の濫費を伴う恣意的運営状況を、事務局長であったわたくしが運営委員以外の会員に向けて暴いたということでしょう。旧21期のあげつらった戸田の永久除名理由が、内部告発の趣旨内容自体を伏せて、告発の手段をのみ咎めたものであったことが、これをよく示しています。

さらにかれらが容認できなかったことは、運営委員会とは、あくまでも会員の皆さんの世話役にすぎない、絶対的権力を保持してはならないとのわたくしの姿勢だったでしょう。

これらが、「組織破壊」行為と旧21期がわたくしの告発を非難するゆえんです。かれら21期を称し引き続き「真の22期」と称する人々にとっての「組織」とは、自ら批判的に考えることを放棄した白紙委任する会員を、一部の独善的支配層が「する側」として支配し、独裁権力を揮う全体主義集団に他ならないからです。

この不気味で危うい絶対的ヒエラルキーをフラットな関係へと脱構築（デコンストラクション）しようと提唱するのは、かれら旧21期にとっては、許し難い破壊工作であるとしか考えられないのでしょうか。

わたくしたちからの法の下での「和解あっせん」の申し出をはじめ一切の話し合いをかれらが拒絶するのも、「自らが絶対正義である、一切の異論は許さない」との、いわばカルト的なかれらの信念に基づくものなのかもしれません。

9月26日に発足した實川さんを代表とする運営委員会は、このような旧21期の人々が固執する組織ではない、まさにオルタナティブな組織を構築していこうとしています。

なぜならば、まんいち、わたくしたちオルタナティブ活動を目指す人々が、旧21期に入れ替わるだけであるのなら、指導する・指導される、任される・任せるというく組織の構造そのもの>は、これまでの独善的な運営委員会のあり方と、ひとつとして変わることがないからです。

旧来の運営委員会のシステムそのものを解体しなくてはならない。

「運営委員」は、会員を真の主体とする組織の世話役として、会員活動への助言や支援が必要とされる時のために常に傍らに控え、見守る立場へと退いていなければならないと、わたくしは考えております。

日本臨床心理学会会員の良識あるみなさま、権力者・指導者と見做される人々に、みなさまの考える権利と判断の自由までも委任することは、けっしてしないでください。

みずからの情報リテラシーと判断力に基づき、みなさま方独自の得意分野を活かしてこの学会に参画していただきたいのです。

このわたくしたちみんなの22期からは、会員の皆さんお一人お一人がご自身の手で、言葉で、行動で、この学会を新しく生まれ変わらせてください。

頑張っていきましょう、共に！

平成27年12月5日

戸田游晏



福祉と医療の双輪論について

日本臨床心理学会 会員

宮川 祐一

障がい者支援において
福祉と医療は双輪に例えられる事があります。

福祉と言う片輪だけが進んでいても
医療の片輪が機能していなければ
医療的見方の助言がかけたり治療がままならなかったりと
社会復帰へはなかなか近づけないと言います。

福祉支援は医師の診断が必須であり
それに基づいて障害程度区分を決定されます。
決定された区分により、福祉支援は組み立てられます。

では福祉支援は要らない、信頼している医療と言う片輪だけで十分だと言う事で
福祉と言う片輪を機能させずに進んでしまっただけではどうでしょうか？

本来的に福祉支援には非常にバランスのとれた様々な支援があります。

社会復帰のステップとなる就労支援、家事などの居宅支援、通院の支援、外出の支援…
これらの様々な福祉サービスが様々な人の見方や在り方で、十全に社会復帰する為の支援の展望がなされている
為、福祉という片輪がしっかりと機能する事で社会復帰に着実に近付いて行く事が期待できます。

だからどちらがかけても支援は進まない
福祉と医療は連系して進まないといけない
という提唱は間違いではないと思います。

しかし実際のところは、精神医療による精神薬の処方暴走に福祉は気付かずに巻き込まれているのです。

精神医療の常軌を逸脱した処方や計画性のない漫然とした処方が当然のように行われており、子供や若者は社会
へと向かう道筋が困難なものと成り果て、精神薬漬けの日々を送っている事も多いのです。

そして治療の為、問題行動を防ぐためだと言う医療の言い分に福祉もただ従っている現状もあるのです。

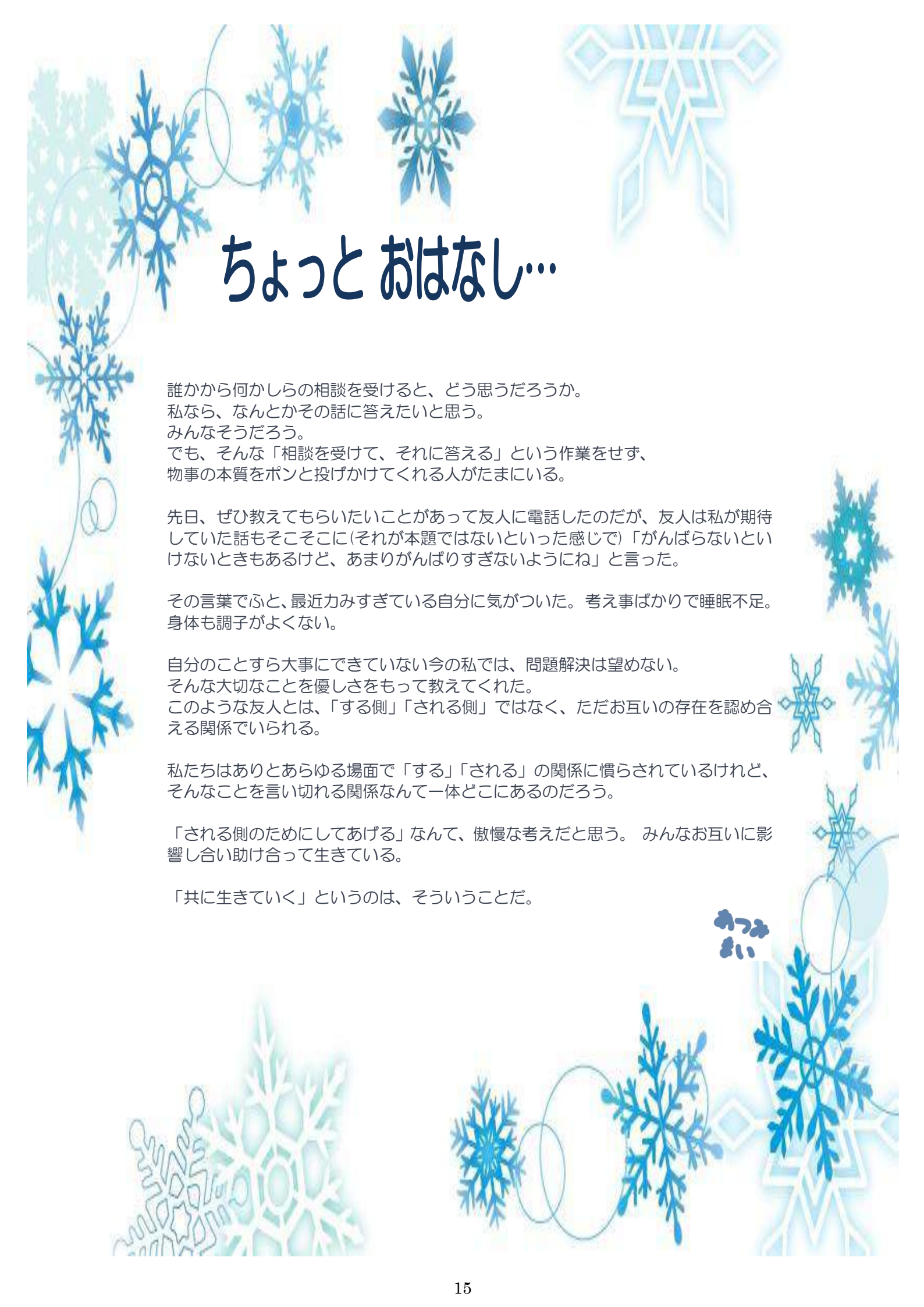
酷い時は、福祉まで区分を上げるように働きかけている事もあります。

福祉と医療の双輪を唱える人は
医療に暴走があれば、それを止めるのは
福祉の仕事である事も忘れてはならないと思うのです。

処方の暴走だけでなく、単剤であっても精神薬を卒業させての社会復帰を目指している事をきっちりと医療側に
伝えるべきです。

それだけではありません。
知的障害や発達障害になぜ、精神薬が必要なのか？
精神薬を服用している方々がどういう経過をたどっているのか？
そもそも精神薬を服薬する必要がある人はいるのだろうか？
などをしっかりと考えていかなければ支援はできないと思います。

これらの事を踏まえながら
福祉が福祉支援を受けている方の社会復帰を信じる事が最大の支援となるように思うのです。



ちょっとおはなし…

誰かから何かしらの相談を受けると、どう思うだろうか。

私なら、なんとかその話に答えたいと思う。

みんなそうだろう。

でも、そんな「相談を受けて、それに答える」という作業をせず、物事の本質をポンと投げかけてくれる人がたまにいる。

先日、ぜひ教えてもらいたいことがあって友人に電話したのだが、友人は私が期待していた話もそこに(それが本題ではないといった感じで)「がんばらないといけないときもあるけど、あまりがんばりすぎないようにね」と言った。

その言葉でふと、最近力みすぎている自分に気がついた。考え事ばかりで睡眠不足。身体も調子がよくない。

自分のことすら大事にできていない今の私では、問題解決は望めない。

そんな大切なことを優しさをもって教えてくれた。

このような友人とは、「する側」「される側」ではなく、ただお互いの存在を認め合える関係でいられる。

私たちはありとあらゆる場面で「する」「される」の関係に慣らされているけれど、そんなことを言い切れる関係なんて一体どこにあるのだろう。

「される側のためにしてあげる」なんて、傲慢な考えだと思う。みんなお互いに影響し合い助け合って生きている。

「共に生きていく」というのは、そういうことだ。

みつ
まい